| 租税特別措置法施行令 | 住宅用家屋証明書 (イ)第41条 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a)新築されたもの (b)建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c)新築されたもの (d)建築後使用されたことのないもの 認定炭素住宅 (e)新築されたもの (f)建築後しようされたことのないもの |
|----------------|---|
| の規定に基づき、下記の家屋 | (ロ)第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの) (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等が された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの (b)(a)以外 年 月 日 (ハ)新築 がこの規定に (ニ)取得 |
| 該当するものである旨を証明 | りします。 |
| 申 請 者 の 住 所 | |
| 申請者の氏名 | |
| 家屋の所在地 | |
| 取得の原因(移転登記の場合) | (1) 売買 (2) 競落 |
| | 年 月 日 |
| | 阿武町長 |

- (注1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。
- (注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。